

第25号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項を次のように改める。

- 2 管理職手当の月額、管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額100分の25に相当する額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

第8条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（平成20年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置）

- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の職員の給与に関する条例第7条の2第2項の規定の適用については、平成20年3月31日までの間は、同項の規定中「管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号）附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「、第7条の2第2項」を削り、「給与条例第7条の2第2

項、」を「給与条例」に改める。